知多北部広域連合公告第７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定に基づき、令和６年度知多北部広域連合一般会計予算の要領をここに公表する。

令和６年２月１５日

知多北部広域連合長　花　田　勝　重

令和６年度知多北部広域連合一般会計予算

令和６年度知多北部広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，１８２，４１０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，０００，０００千円と定める。